

ヤングケアラーの支援に向けた取組について

令和4年2月7日
家庭支援課

1 令和3年度の取組

(1) 相談窓口の設置

ヤングケアラー当事者や保護者の悩みに寄り添い、それらの方々に必要な支援に繋げることにより、ヤングケアラーの負担軽減とサポート体制の強化を図るため、令和3年4月1日に県内3箇所の児童相談所に相談窓口を設置した。(対応時間：午前8時30分～午後5時(月～金、祝日を除く))

ア 相談件数 (R3.12末現在)

15件(うち、学校4件、家族3件、元ヤングケアラー・行政機関各2件、知人・医療機関・本人・その他各1件)

イ 相談内容(例)

相談概要
<ul style="list-style-type: none"> ・家族の世話が辛いと訴えている生徒がいると学校から相談があり、相談窓口が中心となり、スクールソーシャルワーカー、保護者、生徒、障がい者相談支援事業所で複数回の面談を実施した。 ・家族が利用している障害福祉サービスについて、生徒の負担が軽減されるよう利用回数を増やした。また、特別児童扶養手当の申請を勧めサービス利用の増加に伴う金銭的負担の増加も解消された。
<ul style="list-style-type: none"> ・母親から「自分の体の痛みから子ども達に深夜までマッサージをしてもらっている。このため、子どもは翌日の学校で眠気が強く、何も知らない先生は子どもに何か病気でもあるのではないかと…」と相談があった。 ・福祉系の訪問サービスを利用中であったため、まずは子どもの負担軽減のために使えるサービスについて事業者と相談することを勧めた。また、居住地の役所の担当課に情報提供を行い、今後、必要な支援につなげていくこととした。
<ul style="list-style-type: none"> ・管内の高校から「母と生徒の2人世帯、母は傷病で仕事を休んでいて、生徒は母の病院にも付き添うなどしている。急を要する事例ではないが今後も見守りを続けていく。」と情報提供があった。 ・住所地の役場に情報提供を行い、当該世帯から、何らかの福祉サービス利用の申し出があった際にどのような対応が可能か検討を行った。現在、母の体調が回復傾向にあることと、生徒においても大きな負担が生じている状況ではないことから、引き続き、経過観察を行うこととした。

(2) ヤングケアラーの実態調査

令和3年7月、「令和3年度鳥取県青少年育成意識調査」の調査項目として、ヤングケアラー実態調査を実施した結果、調査対象となった全ての年代にヤングケアラーがいることが判明した。

また、ヤングケアラーに該当するか分からないと回答した者の割合が、年代が下がるほど高くなった。さらに、希望するサポートとしては全年代において、見守ってくれる大人、相談できる場所、情報が得られることなど外部とのつながりを求めていることが判明した。

ア 調査期間

令和3年7月1日から31日まで

イ 回答者数等

区分	小5	中2	高2	青年
調査客体	458人	435人	420人	1,681人
回答者数	420人	416人	413人	397人
回収率	91.7%	95.6%	98.3%	23.6%

◇回答者は無作為に抽出。小学5年、中学2年、高校2年については、学校の学級単位で調査客体を抽出しているため、調査客体数がそれぞれ異なる。

ウ 調査結果

回答対象	ヤングケアラーに「当てはまる」と回答した者の割合	ヤングケアラーに「該当するか分からない」と回答した者の割合
小学5年生	1.8%	44.5%
中学2年生	2.0% (国調査 5.7%)	31.0% (※)
高校2年生	3.2% (国調査 4.1% (全日制))	24.9% (※)
青年	5.1%	13.0%

(※) 9月末に全中高生等に啓発用リーフレットを配布する前の回答であり、現在の中高生の認知度は100%に近いと思われる。

(3) ヤングケアラー対策会議の設置

県のヤングケアラー対策を検討するため、会議を設置した。

ア 委員

学識経験者、介護支援専門員（鳥取県介護支援専門員連絡協議会）、地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所、学校（県高等学校長協会、県中学校長会、県小学校長会、都市教育長会、公立鳥取環境大学）、スクールソーシャルワーカー、市町村、児童相談所

イ 1回目会議（7/2開催）の主な意見

- ・教員への研修及び県立高等学校における悉皆調査を行うなど、学校においてヤングケアラーを発見する仕組みが必要
- ・相談窓口や流れ（フロー）を整理し、ヤングケアラーを発見した後、福祉・医療・教育など様々な分野をつなぐネットワークが必要、連携する上で司令塔（支援をマネジメントする機関）を明確にすることが重要

ウ 2回目会議（11/26開催）の主な意見

- ・小学生に配布するリーフレットは、マンガを活用して分かりやすく工夫し、授業の中で取り上げることが大事
- ・子どもが高校を卒業して社会に出たときに、家族のケアで困ったらどこに相談すればよいかきちんと教えることが必要。子どもにとっては高校が最後の砦
- ・ヤングケアラーに対する教員のベクトルが揃っていない。教員の意識改革が必要
- ・子どもは行政に直接相談することが難しい。SNSなど相談者にとってハードルの低い相談体制を整えておくことが必要
- ・ヤングケアラーの支援では、支援者が正しくアセスメントできることが必要であり、特に小学生には、子ども自身がヤングケアラーかどうかをチェックできる「セルフ・アセスメントシート」を作成してはどうか

エ 今後のスケジュール

- ・3回目会議（3月頃）：次年度予算と今後の対策のまとめ

(4) 広報啓発

ア リーフレットやメディア等による取組

- ・リーフレットを県内の全中高生等に配布するとともに、ポスターを県内全ての中学校及び高校・図書館など子どもの利用施設に配布した。
- ・テレビCM及びYouTube インストリーム広告により、ヤングケアラーの概念や相談窓口について情報提供を行った。

イ 県の広報媒体による取組

- ・県政だより（令和3年7月号）にヤングケアラー相談窓口の紹介記事を掲載し、県内全戸配布した。
- ・県政テレビ番組「マルっと！とっとり」（令和3年6月19日（土））において、ヤングケアラーの概念や対策、相談窓口等を紹介した。

ウ ヤングケアラーの実情と対策を学ぶ基調講演動画の配信

対策会議の委員でもある島根大学法文学部宮本教授による講演動画を作成し、教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等に配信することにより、支援者の理解促進と対応力向上を促進した。（動画配信は3月末まで）。

エ ヤングケアラー支援についての研修動画の配信

市町村の子育て・家庭教育支援員等向けに「ヤングケアラー支援について」をテーマにした研修動画を配信して、支援者としてのスキルアップを図った（動画配信は10月29日で終了）。

(5) 公民連携推進事業補助金の活用によるヤングケアラー支援

「公民連携推進事業」として、「夜間休日のヤングケアラーSNS相談」を8月から9月にかけて試験的に実施、事業効果が高いことが認められ、2月まで継続実施とした。

ア 実施団体

N.K.Cナーシングコアコーポレーション合同会社

イ 実施日時

第1期：令和3年8月1日（日）から9月30日（木）〔平日18：00～25：00、土日祝9：00～25：00〕

第2期：令和3年10月25日（月）から令和4年2月28日（月）〔平日18：00～23：00、土日祝9：00～23：00〕

ウ 実績

相談者人数：24名、相談やりとり：919回、友だち登録：67名（9月末時点）

2 令和4年度に向けた取組

実態調査の結果や対策会議の意見等を踏まえ、ヤングケアラーに対する支援体制を強化する。

(1) 支援の充実・孤立化防止

ア 県立高校での全数調査【新規】

令和3年度中に県立高校で全数調査を行い、ヤングケアラーに該当した生徒に対して必要な助言を行うとともに、適切な支援に繋げる。（私立高校についても全数調査の実施を依頼済）。→対策会議での意見を踏まえた対応

イ SNS相談の窓口設置【新規】

ヤングケアラーがより気軽に相談できるようSNSによる相談窓口を設置し、ヤングケアラーに対して必要な助言を行うとともに、適切な支援に繋げる。→試験的に行ったSNS相談の効果が高いことから、県事業として実施

ウ オンラインサロンの設置（当事者同士の情報共有やピアサポーターによるアドバイス）【新規】

ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンを開催し、悩みや現状を共有しあうことでヤングケアラーの孤立防止を推進するとともに、ピアサポーターによるアドバイスを行う。→県の実態調査において、ヤングケアラーが希望するサポートとして見守ってくれる大人、相談できる場所、情報が得られること等、外部とのつながりを求めていることが判明したことや、国の「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」においてオンラインによる相談も支援に有効であると報告があったこと等から実施

エ 電話相談24時間化【拡充】

いじめ110番（電話：0857-28-8718）において夜間休日にヤングケアラーに関する電話相談を受け付けることとし、児童相談所の相談窓口と併せて電話相談の対応時間を24時間365日に拡充する。→平日昼間に通学等を行っているヤングケアラーの利便性の向上や、試験的に行ったSNS相談で相談が20時～23時に集中したことを踏まえた対応

(2) 支援者のスキルアップ

ア 支援・対応力向上のための研修会

福祉・介護・医療・教育等関係機関職員がヤングケアラーに早期の段階から気付くことができるよう支援機関の職員に対し、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施

イ 支援機関の研修助成【新規】

ヤングケアラーの各支援機関が、それぞれの分野における課題や対策を『掘り下げて』研修するための補助金を創設

(3) 理解促進・啓発

ア ヤングケアラー啓発事業【拡充】

リーフレットやSNS等の広報媒体によりヤングケアラーの相談窓口等を教育委員会と連携して子ども等に周知する。なお、小学4～6年生にはマンガを用いたリーフレットを配布する（小学1～3年生には保護者あてに中高生用のリーフレットを配布する）。→県の実態調査で小学生にもヤングケアラーが存在することが判明したことや、対策会議での意見を踏まえた対応

イ ヤングケアラーの問題を学ぶためのフォーラム

教育関係者、行政関係者、子どもに関わる専門職等だけでなく、県民全体が幅広くヤングケアラーに対する理解を深めるためのフォーラムを開催

(4) 関係機関の連携

ヤングケアラー対策会議

引き続き、学識経験者に助言を求めながら県におけるヤングケアラー対策を検討